

令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件

原告

被告 国外3名

第1準備書面

令和5年12月15日

福岡地方裁判所小倉支部

民事第3部(合議口係) 御中

被告豊川市代理人

弁護士 中村 勝



第1 原告準備書面(6)による訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告豊川市に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

仮執行宣言を付するのは相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合には、

ア 担保提供を条件とする仮執行免脱宣言

イ 仮執行の開始時期を判決が被告豊川市に送達された日の翌日から14日を経過したときとすること

との判決を求める。

第2 原告準備書面(6)の原告の主張(請求原因の変更と追加)に対する答弁

1 「一 変更後の請求の趣旨1について」

逸失利益に関する計算方法については特に争わない。

2 「二 変更後の請求の趣旨2について」

1 1項((1)ないし(9))はいずれも否認ないし争う。ワクチン接種に関与し

ていない被告豊川市に対する主張として失当である。

2 2項は、いずれも否認ないし争う。

第3 原告準備書面(2)に対する答弁

原告準備書面(2)は、新型コロナウイルスのワクチンに関する主張であり、同ワクチンの認可、及び堀川への接種に関与していない被告豊川市は、認否しない。

第4 原告準備書面(3)に対する答弁

原告準備書面(3)は、新型コロナウイルスのワクチンに関する主張であり、同ワクチンの認可、及び堀川への接種に関与していない被告豊川市は、認否しない。

第5 原告準備書面(4)に対する答弁

訴状請求の原因第四の一項（訴状11頁）記載の事情を、被告豊川市が知っていたとの事実を否認ないし争う。

第6 原告準備書面(5)に対する答弁

1 「第一ないし第三」については認否しない。

2 「第四 豊川市の答弁書について」

(1) 一項は認否の限りでない。

(2) 二項1について、被告豊川市の答弁書において「認否しない。」と記載しているのは、被告豊川市に対する請求についての要件事実ではないと考えているからである。

(3) 二項2について、「具体的な事実関係は本訴の審理の中で特定することになる。」との主張について、既に豊川市民病院の診療録、画像検査記録

は戊A号証として提出済であり、速やかに求釈明に対して釈明されるよう求める。

- (4) 二項3について、堀川の意向とは無関係に適切な医療措置を行う義務があったとの主張、及び因果関係は否認ないし争う。
- (5) 二項4について、「ワクチン接種後に遷延した副作用によるものであるのか、武漢ウイルス感染症によるものかの判断ができずに」との主張について、豊川市民病院において、そのような鑑別を行うべき義務の根拠、及び具体的な鑑別方法が不明であり、いずれも否認ないし争う。

また、「対症療法しかなかった。」との主張について、具体的にどのような治療を実施すべきであったのか不明であり、否認ないし争う。

3 「第五 原告の主張」について

- (1) 一項は、被告豊川市との関係で、共同不法行為が成立するとの主張は否認ないし争う。
- (2) 二項は、共同不法行為は成立しないので認否の必要はないと考える。
- (3) 三項1、及び三項2は、否認ないし争う。被告豊川市が、原告の主張する「国の行為」にどのように加担し、協力してきたかが具体的に主張されない限り、これ以上の認否は困難である。

三項3について、「武漢ウイルス感染者を治療する技術も、本件ワクチン接種後に発生する有害事情を治療する技術もない。」との主張は否認ないし争う。どのような治療を実施すべきであったのかが具体的に主張されないことには、これ以上の認否・反論はできない。

同様に、三項3の「武漢ウイルス感染者か本件ワクチン接種後に発生する有害事象発症患者のいずれの疾患であるのか区別する技術も能力もない」との主張は否認ないし争う。どのような検査等を実施すべきであったのか、さらにその検査を実施した場合に、その後の治療をどのように変更すべきであったのか、それが予後にどのように影響したかが具体的に主張

されないことには、これ以上の認否・反論はできない。

- (4) 四項について、被告豊川市との関係で、立証責任が転換される旨の主張は否認ないし争う。

第7 原告の証拠申出（令和5年5月23日付）に対する意見

- 1 文書提出命令の申立にかかる文書1について、被告蒲郡市の意見に従う。
- 2 文書提出命令の申立にかかる文書2について、蒲郡市民病院の意見に従う。
- 3 文書提出命令の申立にかかる文書3，及び文書4について、被告豊川市に対する文書申立命令申立は却下されるべきである。

堀川の診療録，画像検査記録等は，すでに戊A第1号証，及び戊A第2号証として証拠提出済であり，死亡診断書も診療録中に含まれている。豊川市民病院において所持している記録はすべて提出済である。

- 4 ■■■クリニックに対する調査嘱託の申立について，調査嘱託申立は却下されるべきである。■■■クリニックに対する診療録，画像検査記録，各種検査記録の文書送付嘱託で足りると考える。調査事項には，担当医等の主観が介在する項目も含まれており，調査嘱託にはなじまない。診療録，各種検査記録の文書送付嘱託で足りるものとする。

第8 原告の証拠申出書(2)（令和5年8月1日付）に対する意見

- 1 調査嘱託について，被告国の意見に従う。

第9 原告本人の意見陳述の希望について

- 1 現時点で，原告本人の意見陳述については，被告豊川市としては，反対する。

理由は次項に記載するとおりである。

- 2 被告豊川市に対する注意義務の内容が具体的に特定されておらず，また，

被告豊川市の注意義務の内容に関する求釈明に対し釈明が行われていない。

- ・「武漢ウイルス感染者か本件ワクチン接種後に発生する有害事象発症患者のいずれの疾患であるのか区別する技術も能力もない。」（原告準備書面(5)14頁）
- ・「武漢ウイルス感染者を治療する技術も、本件ワクチン接種後に発生する有害事象を治療する技術もない。」（原告準備書面(5)14頁）
- ・「転院後において、堀川の症状がワクチン接種後に遷延した副作用によるものであるのか、武漢ウイルス感染症によるものか判断ができずに、対症療法しかしなかった豊川市民病院の医療措置における最大の過失がある。」（原告準備書面(5)7頁）
- ・「蒲郡市民病院及び豊川市民病院は、武漢ウイルス感染者を治療する技術も本件ワクチン接種後に発生する有害事象発生患者を治療する技術もなく、いずれの疾病であるかの区別する技術と能力がないにもかかわらず無責任に堀川の入院を受け入れて単なる対症療法しかできずに死に至らしめた重大な過失がある。」（原告準備書面(5)14頁）。
- ・「エクモ治療のために蒲郡市民病院から転院を引き受けたにもかかわらず、堀川の意向とは無関係に適切な医療を講ずる義務があった。」（原告準備書面(5)7頁）

3 被告豊川市からの求釈明に対する釈明が行われていない現状においては、原告は具体性を欠く曖昧・抽象的な注意義務論しか論じておらず、この注意義務論を前提に原告が公開の法廷において、被告豊川市の責任に論及する意見を陳述すれば、傍聴人に誤った印象を与える。原告本人の意見陳述であれば、反対尋問権はなく、原告の陳述した意見を吟味する機会も与えられない。以上の次第であり、現状において原告の意見陳述は認めるべきではない。

以上